

九州大学統括技術部規則

令和5年度九大規則第24号
制定：令和5年12月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第17条の2第3項の規定に基づき、統括技術部の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 統括技術部は、本学における全学的な技術支援を行うための一元的な体制を構築し、教育研究支援技術職員（以下「技術職員」という。）の能力及び資質等の向上並びに技術職員間の交流促進や持続的な技術の継承を図ることにより、もって本学の研究力の強化及び教育活動の推進に資することを目的とする。

(業務)

第3条 統括技術部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な技術支援に関すること。
- (2) 研究及び教育を支援するための技術の高度化に関すること。
- (3) 技術支援のための組織及び体系的な整備に関すること。
- (4) 技術職員間の交流促進に関すること。
- (5) その他前条に掲げる目的の達成に関すること。

(組織)

第4条 統括技術部は、統括技術部長及び部員をもって構成する。

(統括技術部長)

第5条 統括技術部長は、研究担当理事をもって充てる。

2 統括技術部長は、統括技術部の業務を掌理する。

(部員)

第6条 部員は、次に掲げる者のうちから総長が指名する者をもって充てる。

- (1) 技術職員
- (2) その他総長が必要と認めた者

2 部員は、統括技術部長の命を受け、統括技術部の業務を遂行する。

(グループ)

第7条 統括技術部に、技術職員間の交流促進及び持続的な技術の継承、並びに全学的技術支援を実施するためのグループを置くことができる。

(運営会議)

第8条 統括技術部に、運営会議を置く。

2 運営会議の組織、議事の手続その他必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 統括技術部に関する事務は、事務局各課等及び各部局事務部の協力を得て、研究・産学官

連携推進部研究企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、統括技術部の運営等に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、統括技術部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。